

ニコニコそば打ち同好会 会則

(名称)

第1条 この会は、ニコニコそば打ち同好会と称し、大阪市大正区三軒家東 1-7-4-405 に本部を置く。

(目的)

第2条 この会は、手打ちそばの知識技能の研鑽を通じ、以下の達成を目的とする。

- 1) 美味しいお蕎麦・楽しいそば打ちを体現し、そばファンや笑顔を増やす。
- 2) そば打ちを“輝いた人生を送るツール”にとらえ、自らの向上や人生の糧とする。
- 3) 楽しいそば打ち仲間とそば打ち環境を作り、技術向上と会の継続に努める。

(組織)

第3条 この会は、第2条の目的に賛同する正会員と賛助会員で組織する。

(事業)

第4条 この会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 定例練習会
- 2) 部員相互の親睦と交流
- 3) 他クラブ、地域、食育関係者との蕎麦を通じた様々な活動、親睦、交流
- 4) 全麵協のとの連携、協力
- 5) その他目的達成に必要な行事

(会員)

第5条 会員区分は次の通りとする。

- 1) 正会員 会の目的達成とそば打ちの研鑽を中心に活動する会員、
当会を通じ全麵協個人会員に登録する会員
- 2) 賛助会員 正会員とともに会の目的達成に協力する会員

(役員)

第6条 この会に、会員の中から次の役員を置く。部長の会員区分は正会員であることとする。任期は1年とし再選を妨げない。

- 1) 部長 1名
- 2) 幹事 若干名
- 3) 顧問 若干名

(顧問)

第7条 この会に顧問をおくことができる。顧問は、役員会にて決定する。

(総会及び役員会)

第8条 通常総会は年1回開催し、臨時総会及び役員会は必要に応じ部長が招集する。

(加入と退会、除名)

第9条 会への加入は、会員の紹介を条件とする。加入、退会は、事前にその旨を部長に届けいつでも行うことができる。また、以下に該当する場合、部長はその会員を除名することができる。

- 1) 会費の払込を怠った会員
- 2) 会の運営を妨げたり不正をおかした会員
- 3) 会の信用を失う行為をおこなった会員

(年度会計)

第10条 年度会計は4月1日から3月31日までとする。

(会員会費)

第11条 会へ加入する場合、下記会費を納入する。金額の変更は総会で決定する。

- 1) 新規加入会費：初年度1,000円
- 2) 正会員：通常年会費 2,000円、翌3月までの分を、加入時及び年度始に一括で納入する。なお、10月以降の加入の場合、通常年会費は半額とする。
- 3) 賛助会員：通常年会費 2,000円、翌3月までの分を、加入時及び年度始に一括で納入する。なお、10月以降の加入の場合、通常年会費は半額とする。
- 4) 全麵協個人会員登録を希望する者は、全麵協個人会費2,000円を通常年会費とともに納入する。
- 5) 納入した会費は特別の理由を除き返還しない。
- 6) その他、必要な特別徴収については、その都度決定する。
- 7) 賛助会員で当会員として全麵協の段位を取得した場合は、認定申請時に正会員に区分変更し、段位取得に必要な全麵協個人会員会費を追加納入する。(初段位取得者はその翌年から個人会員会費を納入する)

第12条 本会則の改廃及びその他会に関わる事項については、適宜協議決定する。

第13条 本会則は平成30年3月1日をもって発足する。尚、新規加入会費及び通常年会費の徴収は平成30年4月1日からとする。

第14条 この会の設立年月日は平成29年4月1日とする。

改訂1：2019年9月3日 本部の住所変更

改訂2：2021年1月20日 この会の設立年月日を追加記載

修正：2023年1月11日 13条から15条を12条から14条に修正